

平成20年度事業計画

本年7月に見込まれている「平泉の文化遺産」の世界遺産登録は、観光面にとって千載一遇の好機であり、本県が有する多様で質の高い観光資源を活用し、国内外から訪れる多くの観光客を県内全域に誘導することが求められている。

また、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の効果を一過性の現象にとどめず、県北沿岸地域も含め全県への波及を確かなものにしていくため、本県の歴史、文化、自然など魅力ある観光資源を各種キャンペーンとのタイアップ等により強力に発信するとともに、地域における創意工夫を生かした主体的な取組みを尊重し、地域固有の観光資源を適切に活用していくことが求められている。

平成20年度は、本県の観光が新たなステージに向け大きく飛躍する年となるよう、また、観光を取り巻く諸課題に適切に対応していくため、事業の重点化、効率化を図りながら、各種事業に積極的に取り組むものとする。

こうした基本的認識に立って、以下の重点事項を中心に実施することとする。

1 本県の多様な観光資源を活用した旅行商品の造成

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録によって増大が見込まれる観光客を、県北沿岸地域も含め全県に誘導するため、旅行商品を造成する。

また、旅行会社と広域観光推進団体との連携等により、観光客のニーズを踏まえ地域の取組みを生かした新たな企画提案型旅行商品を造成する。

2 観光振興に寄与する人材の育成

観光関連施設等の従事者を対象に、接遇や観光知識を兼ね備え、観光振興に寄与する「いわて観光おもてなしマイスター」を昨年度に引き続き育成する。

3 教育旅行の誘致促進

北海道2都市及び都内において誘致説明会を開催するほか、関係団体と連携し新たな地域からの誘致促進を図る。

4 情報発信機能の拡充・強化

平成19年度にリニューアルした観光ホームページ等を活用し、観光関係者との連携のもと、「平泉の文化遺産」など本県の多様な観光資源や旬の観光情報を広く発信する。

以上、県、市町村、市町村観光協会、観光関係団体、民間企業等と緊密に連携し、本県の観光振興のために効果的な事業を積極的に推進していく。

観光振興事業会計<一般会計>の部

1 情報発信

(1) 観光ホームページを活用した情報発信

① 観光情報高度化推進事業【継続／予算科目Ⅰ-1-(1)】

平成19年度にリニューアルしたホームページ「『こちら、岩手ナチュラル百貨店。』岩手の旅」の管理運営を行い、県、市町村、市町村観光協会及び観光施設等との連携のもと、県内外に向けて観光情報を総合的かつ適時に発信する。

(2) マスコミ・エージェントを活用した情報発信

① 近県等誘客活動【継続／Ⅲ-1】

近県等をターゲットに、地域情報誌、旅行雑誌等を活用して観光情報の発信を行い、一層の誘客を促進する。

② マスコミ・エージェント招待事業【一部新規／Ⅲ-4-(1)】

東京、関西、中京等の大都市圏及び近県の新聞、旅行雑誌、生活情報誌等のマスコミ、レジャー記者や、首都圏等のエージェントの旅行商品造成担当者を本県に招待し、県内観光地の視察をしていただき、新聞・雑誌等への記事の掲載や、新たな観光資源の発掘、旅行商品化を働きかける。

また、観光地の写真データを収集し、旅行商品パンフレットやホームページへの掲載等により本県観光情報を発信する。

(3) 観光宣伝事業等負担【継続／Ⅰ-1-(2)】

岩手県空港利用促進協議会等の観光関係団体等に対して負担金を支出するとともに、県外で開催される「岩手の物産と観光展」等の観光関連催事において、観光情報の発信を行い、誘客を促進する。

2 誘客対策

(1) 一般誘客対策

① 国内誘客対策【継続／Ⅲ-3-(2)】

近県誘客対策として仙台市、首都圏誘客対策として東京都において、それぞれ旅行会社の旅行商品企画担当者を対象とした観光客誘致説明会を開催する。

② 国際誘客対策

ア. 国際チャーター便歓迎【継続／Ⅱ-2-(1)】

いわて花巻空港を利用する台湾、韓国等の国際チャーター便の歓送迎行事を実施し、本県の国際観光を促進する。

イ. 中国関連【継続／Ⅱ-1-(2)、Ⅲ-8】

観光ミッション団の派遣や来県する中国人観光客等の招待事業等に対して、支援、協力するとともに、岩手県大連経済事務所と連携し本県観光の周知宣伝を図る。

ウ. 台湾関連【継続／Ⅱ-1-(2)、Ⅲ-8】

台湾において開催される「ITF2008」に県とともに参加し、本県観光の周知宣伝を図るとともに、旅行会社及び航空会社への商談活動を行うほか、県が実施する観光ミッション団や各種招待事業等に対して、支援、協力する。

エ. 韓国関連【継続／Ⅳ-2】

韓国からの観光客の誘致促進のため開設している「北東北三県・北海道ソウル事務所」が実施する観光商談会に参加するほか、同事務所が実施する事業に対して、支援、協力する。

(2) 教育旅行誘致対策

① 北海道【継続／Ⅲ-3-(1)】

教育旅行の誘致拡大を図るため、北海道札幌市及び函館市において、旅行会社の担当者及び中学校の担当教諭を対象とした説明会及び商談会を開催する。

また、「北東北三県合同教育旅行情報交換会」に参加し、本県への誘致を促進する。

② 東京都【継続／Ⅲ-3-(1)】

教育旅行の誘致拡大を図るため、東京都において旅行会社の担当者を対象とした説明会及び商談会を開催する。

③ 大阪府【継続／Ⅲ-3-(1)】

教育旅行の誘致拡大を図るため、岩手県県南広域振興局との共催により、大阪府において旅行会社の担当者を対象とした説明会及び商談会を開催する。

(3) 旅行商品造成【一部新規／Ⅲ-9】

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録によって増大が見込まれる観光客を、多様な観光資源を有する県北沿岸地域も含め全県に誘導するため、平成20年度に販売する旅行商品のパンフレット展開等を図るほか、平成21年度の旅行商品を造成する。

また、旅行会社と広域観光推進団体との連携等により、観光客のニーズを踏まえ地域の取組みを生かした新たな企画提案型旅行商品を企画コンペ方式により造成する。

3 支援

(1) 各種キャンペーン支援【継続／Ⅲ-2-(1)】

首都圏等において、広域観光推進団体等が実施する広域観光キャンペーンに対して支援する。

また、冬季におけるスキー客等の誘客を図るため、盛岡エリアスキー場協議会とタイアップして広域キャンペーンを展開する。

(2) 県外事務所観光振興支援【継続／Ⅲ-7】

岩手県の各県外事務所が実施する、観光客誘致の各種事業の実施に対して支援する。

4 受入態勢整備

(1) 観光案内所運営

① 北東北観光センター運営【継続／Ⅱ-2-(1)、Ⅲ-5-(1)】

盛岡駅にある観光案内所及び「V」案内所の運営経費の一部を助成し、本県を訪れる国内外の観光客に対して観光情報の提供、観光相談等を行う。

② 東京観光案内所運営【継続／Ⅲ-5-(2)】

「いわて銀河プラザ」内の観光案内所を運営するための経費の2分の1を負担し、本県の観光情報の提供、観光相談等を行う。

③ 「いわて観光おもてなしセンター」管理運営【継続／Ⅰ-2-(2)】

協会内に設置した「いわて観光おもてなしセンター」において、来訪による観光相談、電話及び電子メール等で寄せられる観光情報提供依頼等に対応する。

④ 「V」案内所運営等観光情報提供【継続／Ⅲ-5-(3)】

協会内に設置した「V」案内所において、外国人旅行客に対して観光情報を提供するとともに、国内旅行客に対しても観光情報を提供する。

(2) 「いわて観光おもてなしマイスター」育成【継続／Ⅰ-2-(1)】

観光客等と接する機会の多い宿泊、観光及び土産品販売の施設の従事者、観光関係団体の職員、観光ボランティアガイド等を対象に、接遇や観光知識に関する研修会を実施し、組織内や地域のリーダーとして活躍する「いわて観光おもてなしマイスター」を育成・認定する。

(3) 観光土産品改善【継続／Ⅰ-2-(3)】

観光土産品の品質向上を図るため、観光土産品の推奨審査を実施し、優良観光土産品の推奨を行うとともに、平成19年度に推奨を行った優良観光土産品に対して推奨シールを頒布する。

(4) ボランティアガイド育成【継続／Ⅰ-2-(5)】

観光ボランティアガイドの資質の向上と相互の連携を目的に設立した、「岩手県観光ボランティアガイド連絡協議会」に対して支援を行う。

5 広域機関連携等

(1) 北東北三県観光立県推進協議会【継続／Ⅱ-1-(1)】

北東北三県による国内観光等の推進を図るため、北東北三県観光立県推進協議会に対して支援を行う。

(2) 東北観光推進機構【新規／Ⅱ-1-(3)】

東北七県による広域観光の推進を図るため、新たに東北観光推進機構に対して支援を行う。

(3) 拠出金【継続／Ⅱ-3】

社団法人日本観光協会に負担金を拠出する。

(4) 「いわて観光の日」【継続／Ⅰ-2-(4)・(6)】

岩手県が制定した「いわて観光の日」（5月16日）に合わせて、県民の観光に対する意識啓発活動の一環として、新聞広告、記念講演、観光業務優良従事者表彰を行い、気運の醸成を図る。

(5) 「こちら、岩手ナチュラル百貨店。」友の会【継続／Ⅲ-6】

「こちら、岩手ナチュラル百貨店。」友の会の会員に対して、四季の観光情報を提供し、岩手ファンの確保と口コミ等による誘客の促進を図る。

6 受託事業

(1) 東京事務所観光案内業務【継続／Ⅳ-1】

東京事務所観光案内業務の経費の2分の1を受託事業として実施する。

(2) 北東北三県・北海道ソウル事務所運営【継続／Ⅳ-2】

北東北三県及び北海道が共同で設置するソウル事務所の管理運営を受託事業として実施する。

7 移管事業

(1) 観光統計作成【一部見直し／Ⅴ-1】

地域における観光レクリエーション客の動向やニーズを把握し、効果的な観光施策の企画・立案に役立てることを目的として、市町村、宿泊・観光施設の協力を得て、各種の観光統計を作成する。

また、取りまとめ結果については「岩手県観光統計概要」として、ホームページ「『こちら、岩手ナチュラル百貨店。』岩手の旅」上で公表する。

なお、平成20年から、宿泊・観光施設の協力を得て、「主要観光地における観光レクリエーション客動態調査」を四半期毎に実施し、新たに観光レクリエーション客の実人数の推計を行う。

(2) 観光宣伝媒体作成事業【継続／Ⅴ-2】

全県的及び基礎的な観光資料である「岩手観光案内図」の全面改訂版を作成、配布する。

(3) 広域連携観光推進事業【一部見直し/V-3】

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録によって増大が見込まれる観光客を、多様な観光資源を有する県北沿岸地域も含め全県に誘導するため、旅行会社と広域観光推進団体との連携等により、観光客のニーズを踏まえ地域の取組みを生かした新たな企画提案型旅行商品を企画コンペ方式により造成する。

(4) 未知の奥・平泉観光振興事業【一部見直し/V-4】

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機に首都圏からの誘客を促進するため、旅行会社を対象とした観光説明会を開催し、県知事等がトップセールスを行う。

8 その他

- (1) 7月から9月までの3ヶ月間、本県で展開される「いわて・平泉観光キャンペーン」で来訪する観光客に対して、タイムリーな観光情報を提供するとともに、「おもてなしの心」でお迎えするなど受入態勢に万全を期す。
- (2) 観光関連団体との連携を一層強化するとともに、当該団体が主催する各種イベント、事業等の実施に対して積極的に支援、協力する。